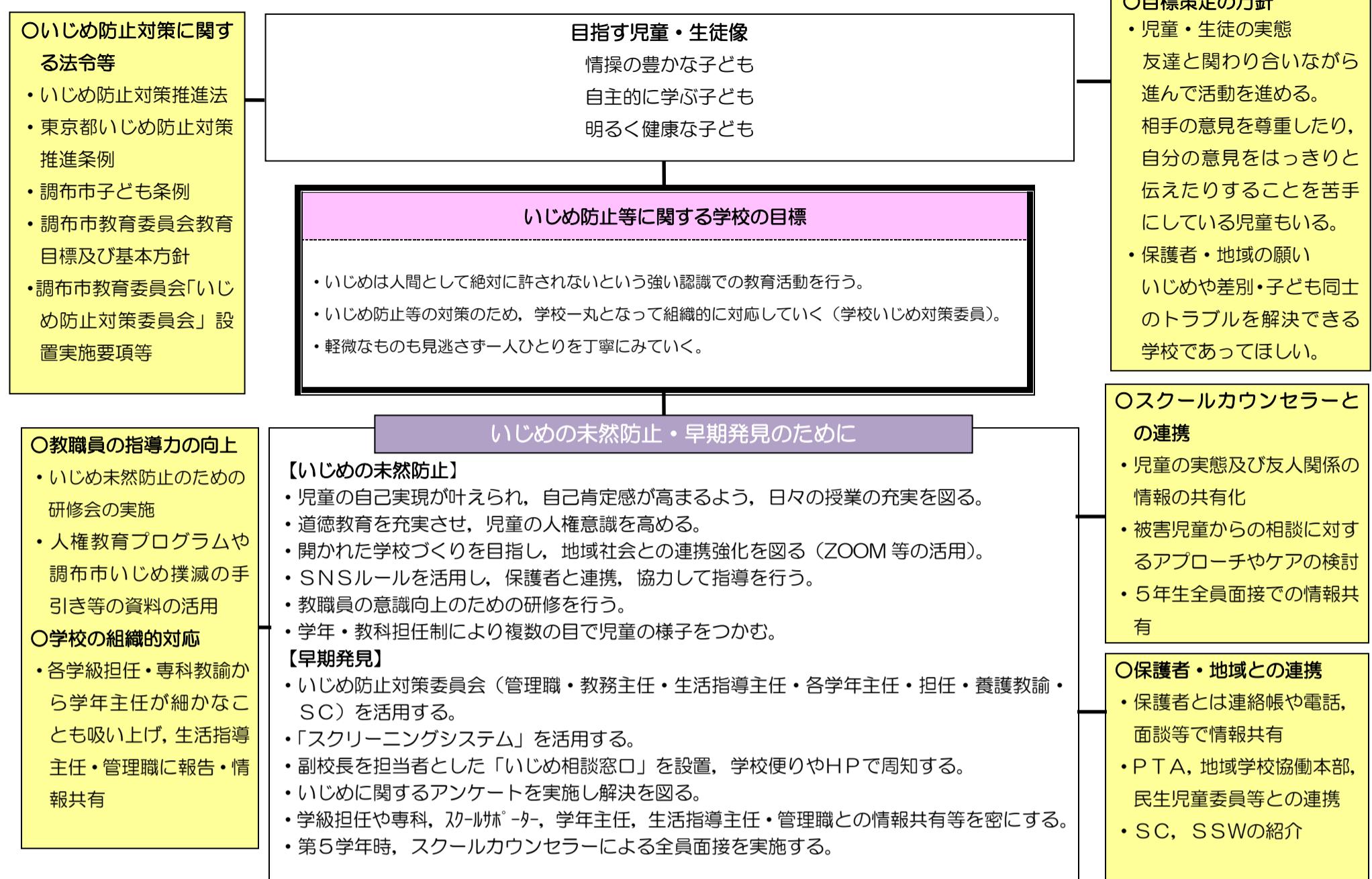


令和5年度 調布市立第三小学校「学校いじめ防止対策基本方針」



具体的ないじめへの対応（早期発見、重大事態への対応）

生活指導主任会報告内容の場合（学校が「学校いじめ対策委員会」等で、組織的に話し合い、対応する場合）			*重大事態への対処
① 実態把握の観点 ・関係教職員、SCと情報を共有し、正確に事実内容を把握する。 ・表面的な事象のみにとらわれず、原因の根幹を探り出す。	② 指導・支援の基本姿勢 ◎いじめ防止対策委員会を行い対策方針を立てる。 ・対応する教職員の役割分担を考え、いじめられている児童の保護をする。（登下校時・休み時間・放課後等）。 ・全ての教職員の共通理解及び意識の向上を図る。 ・教育委員会、関係諸機関との連携を図る。	③ <被害児童・生徒の支援> ・安心感をもたせる。 ・活躍を認め、励ますことで自信をもたせる。 <加害児童・生徒の指導> ・毅然とした態度で、いじめを即刻止めさせる。 ・いじめが相手を傷つけていることに気付かせる。 ・原因を一緒に探し、信頼関係を築く。	●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順 ①教育委員会への報告をし、教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。 ②被害の児童・生徒への緊急避難措置の検討、実施 ③加害の児童・生徒への懲戒や出席停止の検討 ④警察や児相等との連携 ⑤緊急保護者会の開催
生活指導主任会報告内容の場合（学校で重篤だと判断する場合、または市教委等と連携して対応する場合）			
●関係諸機関との連携 連携機関⇒（指導室、教育相談所、子ども家庭支援センターすこやか、多摩児童相談所、調布警察署等）			

年間指導計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
各教科	各学年、教科全般に渡って、いじめを未然に防ぐための取組を年間通して実施する→ 普通救命講習（6年）									人権週間		
生活指導	ふれあい月間 セーフティ教室 あいさつ運動					ふれあい月間 あいさつ運動 人権教育指導啓発資料の配布					ふれあい月間	
学校行事	入学式 始業式 5年ハケ岳移動教室				始業式 6年日光移動教室 運動会			始業式			卒業式 修了式	
特別活動	集団生活のルール 当番・係活動 話し合い活動 たてわり活動・クラブ・委員会				3・4年遠足1・2年遠足	発表会		人権集会（代表委員会）			6年生を送る会	
道徳	信頼・友情 生命尊重				個性伸長			いのちと心の教育月間				
家庭・地域	保護者会 調布市防災教育の日				地域合同防災訓練 自転車教室			保護者会 命と心の授業			保護者会 道徳地区公開	